

競馬活性化計画書

令和5年3月23日

北海道、帯広市、岩手県競馬組合、埼玉県浦和競馬組合、
千葉県競馬組合、特別区競馬組合、神奈川県川崎競馬組合、
石川県、金沢市、岐阜県地方競馬組合、愛知県競馬組合、
兵庫県競馬組合、高知県競馬組合、佐賀県競馬組合

第1 競馬活性化計画の基本的な考え方

1 これまでの施策とその検証

別紙1 参照

2 新たな競馬活性化計画の考え方

地方競馬は、長年にわたる売上の低迷により厳しい経営状況が続いたものの、これまでの競馬活性化計画による取組に加え、コロナ禍におけるいわゆる巣ごもり需要に支えられた在宅投票による売上増もあり、各主催者の経営改善は着実に進んでいる。

一方、各主催者においては、これまで先送りにしてきた賞典奨励費の増額や施設整備の取組等を今後行っていく必要があり、主催者が安定的に収益金を地方公共団体に分配するためには、共通基幹システムの維持・高度化や施設整備等を適切に行った上で、地方競馬の魅力向上を図ることによる経営基盤の強化が不可欠である。

地方競馬の魅力を向上させるためには、長期的視点に立った厩舎関係施設や調教施設の整備などにより中央競馬に比肩する強い馬づくりを進めるとともに、ダートグレード競走を中心とした競走体系の整備や国際化を進めていく必要がある。

さらに、公正確保の徹底を図るとともに、ギャンブル等依存症対策にも取り組むことによりお客様の信頼を確保し、安心して競馬を楽しんでいただける環境を構築する。その上で、売上の向上と収益の確保による安定的な経営基盤を確立し、競馬産業の発展を図ることで馬産地にも還元される競馬運営を目指すとともに、競馬の開催を通じた畜産振興や地方財政への寄与という役割をしっかりと果たしていく必要がある。

このため、競馬法第23条の7に基づき、主催者の経営基盤の強化を図るための新たな競馬活性化計画を定めるものとする。

第2 競馬活性化計画の期間

競馬活性化計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

第3 競馬活性化計画の目標

主催者は、厩舎・調教施設の計画的な整備等による強い馬づくりと競走体系の整備を進め、お客様に楽しんでいただける魅力あるレースを実施するなど地方競馬の活性化に資する方策に連携して取り組むことで売得金を向上させ、事業収支の改善を図るとともに、不測の事態等にも備えて経営基盤を強化する。

その上で、全ての主催者が競馬活性化計画期間を通じて継続的に分配・繰出又は累積債務の返済を行い、令和9年度に地方競馬全体のそれらの合計額を売得金総額の1.6%以上とすることを目標とする。

第4 競馬事業に関する経営基盤の強化の程度を示す指標

令和3年度の事業収支状況等を基に、計画目標年度となる令和9年度に次の指標を達成するものとする。

- ① 売得金（場間場外及び電話・インターネット投票も含めた全体の売上）を対前

年度比平均 2.8%以上向上させ、収益額を 40%以上増加

- ② 施設整備を計画的に実施し、耐用年数超過割合を 40%以下に低減
- ③ 不測の事態等に備え、競馬を再開するまでに必要な経費として活用可能な基金、繰越金等（3か月分の競馬事業支出の固定経費相当額以上）を確保

第5 目標達成に向け実施する具体的な取組

1 競走体系の整備など競走の魅力を高めるために必要な措置

- ① 競走体系の整備等により有力馬同士が対戦する魅力的な競走を実現するため、ダートグレード競走及び主要重賞競走の日程調整、賞金増額や奨励金・褒賞金の付与による出走奨励策等を実施する。
- ② 国際的な評価基準に適う競走の質の確保を図るため、ダートグレード競走の国際化を推進する

2 地方競馬の活性化に資する事業

(1) 強い馬づくり等による競馬の魅力の向上

- ① 馬の競走能力の向上及び国際的な評価基準に適う競走の質の確保を図るため、2歳馬等の馬資源の確保対策、調教技術向上の取組、厩舎・調教施設の整備、民間調教施設の活用の促進等を行う。
- ② 強い馬づくりに向けた厩舎関係者の不足解消のため、賞典奨励費の増額、宿舍の整備、社会保障制度整備の支援等による厩舎関係者の確保対策を実施する。
- ③ 有力馬同士が対戦する魅力的な競走を実現するため、奨励金・褒賞金の付与による出走奨励策等を実施する。

(2) 競馬の魅力の伝達

- ① 中央競馬との相互発売の推進や我が国のダート競馬の価値向上を図るため、効果的かつ効率的な共同広報等を実施する。
- ② 電話・インターネット投票により競馬を楽しむお客様に向けた情報提供を強化するとともに、地方競馬への新規参加者の増加を図るため、Webによる広報やイベントとのバランスを取りつつ、新型コロナウイルス感染症対策に留意した来場促進等を実施する。
- ③ 地域に根差した親しまれる競馬場を目指し、地方競馬への理解醸成のための公益性に関する広報や、お客様に安心して競馬を楽しんでいただくためのギャンブル等依存症対策等を更に推進する。

(3) お客様の利便性の向上

- ① お客様への適時適切な情報提供の維持・強化のため、共通基幹システムの安定的・効率的な運用及び新たな技術を取り入れた高度化を行う。
- ② お客様が楽しめる競走の拡大を図るため、発走時刻の重複回避の取組や主催者間調整による開催場数の適正化等を行う。

(4) その他

地方競馬全体の活性化を図るために必要な施設・設備の整備・設置及び地方競馬の魅力を向上させるための取組については、地方競馬全国協会が定める指針に基づき、その推進を図る。

第6 事業実施状況及び経営基盤強化の進捗状況の評価

各主催者からの事業実績報告等を基に、地方競馬全国協会において、毎年度、事業実施状況及び経営基盤強化の進捗状況の評価を行うものとする。

第7 競馬活性化計画の実施を促進するために必要な協議を行うために主催者が組織する協議会に関する事項その他の競馬活性化計画の実施に必要な事項

競馬活性化計画の策定、事業実施状況及び経営基盤強化の進捗状況の評価等、競馬活性化計画の実施を促進するために必要な協議については、地方競馬全国協会定款第31条の規定に基づき主催者で構成する地方競馬活性化会議において行うものとする。

第8 添付書類

- 1 各主催者における経営基盤強化に向けた取組と見通し（主催者別）
別紙2参照
- 2 地方競馬活性化会議規則
別紙3参照